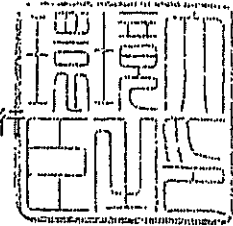


諮 問 第 3 3 9 号  
環 自 野 発 第 121129300 号  
平 成 2 4 年 1 1 月 2 9 日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣  
長 浜 博 行



絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について（諮問）

下記の理由により、絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）附則第2条においては、「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。また、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標においても、「既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止されること」が目標の一つに位置付けられ、国際的な目標の実現に向けて絶滅のおそれのある野生生物の保全を一層推進することが求められている。

これらを受けて平成23年度に行った絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検においては、保全の現状を踏まえた課題が指摘された。絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進するためには、これらの現状の問題に対する対策を効果的かつ効率的に行っていく必要がある。

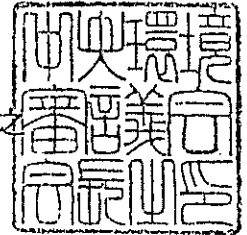
以上を踏まえ、絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後早急に講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第684号  
平成24年11月29日

中央環境審議会野生生物部会  
部会長 山岸 哲 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について（付議）

平成24年11月29日付け諮問第339号、環自野発第121129300号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、野生生物部会に付議する。